

広島市立大学基金規程

平成29年3月28日

規程第1号

(設置)

第1条 公立大学法人広島市立大学（以下「本学」という。）における教育、研究、社会貢献等の一層の充実と振興に資することを目的として、広島市立大学基金（以下「基金」という。）を設置する。

(所属財産)

第2条 基金は、次に掲げる資金及びその運用から得られる果実をもって充てる。

- (1) 基金への寄附金
- (2) この規程の施行前に法人の定款に定める業務の支援を目的として法人が受け入れた寄附金のうち第1条により設置される基金に引き継ぐものと理事長が認めたもの

(運営)

第3条 基金の管理運営に関して審議するため、広島市立大学基金運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

(対象事業)

第4条 基金は、次の各号に掲げる事業の実施に要する経費に充てるものとする。

- (1) 教育支援事業
 - (2) 研究支援事業
 - (3) 社会連携・地域貢献事業
 - (4) 国際交流事業
 - (5) 教育研究環境整備事業
 - (6) その他理事長が必要と認める事業
- 2 前項の経費の支出の決定は、理事長が行う。
 - 3 前項の決定を行うときは、理事長は、あらかじめ委員会の意見を聴いたうえでこれを行わなければならない。ただし、急を要するときその他やむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。
 - 4 前項ただし書きに該当する場合は、理事長は、決定後すみやかに委員会に決定内容を報告しなければならない。

(会計年度)

第5条 基金に係る会計は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(管理運営状況の報告)

第6条 理事長は、基金の管理運営状況を毎年6月までに理事会へ報告しなければならない。

(申込み)

第7条 基金に係る寄附金を本学に寄附しようとする者（以下「寄附者」という。）は、本学の指定する申込書の提出、本学の指定する金融機関の口座への振込又はインターネットを利用して所定の事項を登録する方法により、本学に申し込むものとする。

(受領)

第8条 基金に係る寄附金の入金を確認したときは、寄附者に対して寄附金受領証明書を送付する。

(顕彰)

第9条 理事長は、寄附者に対して顕彰することができる。

2 前項の顕彰に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(事務)

第10条 基金に関する事務は、事務局総務室において遂行する。

(施行の細目)

第11条 この規定に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規定は、平成29年3月28日から施行する。

2 第5条の規定にかかわらず、最初の会計年度は平成29年3月28日から平成30年3月31日までとする。

附 則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。